

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

- 対象組織が活動計画書に位置付けている「**保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

- 農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。
- 甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難なあっても、地方農政局長等から**特例措置の承認**を受けることで、交付金の返還を免除。
- また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。
※ただし、災害復旧にかかる予算の追加配分はない（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等
実 施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 (計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)

甚大な自然災害が発生

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>

